

前沢地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
奥州市	令和3年2月26日	令和7年3月5日
対象地区名(地区内の集落名)		
前沢・前沢地域		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	152.00	ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	80.48	ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	19.90	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	8.03	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計		ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	11.46	ha
(備考)		

注1: ③の「〇歳以上」には、地域の实情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

今後75歳以上で後継者未定の耕作面積の増加が見込まれるため、新たな農地の受け手の確保が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は、中心経営体である認定農業者のほか集落営農組織等が中心となって担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の实情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 農地中間管理機構の活用	経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けていくことを検討する。中心経営体が営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
(2) 基盤整備への取組	農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を検討する。
(3) 新規・特産化作物の導入	○主食用米 ・特別栽培米、各種こだわり米について栽培コストの低減と省力化を目指す。 ○園芸部門 ・きゅうり、なす、ねぎ、ピーマンの生産拡大と安定生産を目指す。 ○畜産部門 ・肥育牛(前沢牛)、繁殖牛の生産拡大と、牧草の安定生産を目指し、国・県等の各種助成制度を活用した施設整備及び機械導入に積極的に取り組む。
(4) 耕作放棄地の解消・再生利用	多面的機能支払交付金等を活用し、農地の耕作放棄地化を未然に防ぐとともに、耕作放棄地の状況調査を実施し、除草・伐採・整地作業等、荒廃農地の再生に取り組む。
(5) 鳥獣被害防止対策の取組	地域による鳥獣害対策の集落点検(侵入防止柵や檻の設置状況、目撃・被害発生場所等)や捕獲体制の構築等に取り組む。

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	9 人	2 法人
② 認定新規就農者	人	法人
③ 集落営農組織	組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	人	法人

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	34.96 ha	152.00 ha	23 %
今後	46.42 ha	152.00 ha	31 %